

京都芸術大学 教育職員の任期に関する規程

2017年10月1日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成九年法律第八十二号 以下、「任期制法」という。）に基づき、京都芸術大学（以下、「本学」という。）において任期を定めて任用する教員（以下、「任期制教員」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 任期制教員とは、任期制法第 4 条第 1 項及び第 5 条第 2 項にもとづき、本学において任期を定めて任用する教員をいう。

(職位、所属組織、任期等)

第 3 条 任期制教員の職位、所属組織、任期等は、別表に定めるとおりとする。

2 別表に定める任期は、任期制教員が当該任期中（当該任期が始まる日から 1 年以内の期間を除く。）にその意思により退職することを妨げない。

3 任期の満了した任期制教員は、任期満了時に退職する。

(任用の同意)

第 4 条 任期制教員を雇用する場合は、雇用契約書により、当該雇用される者の同意を得る。

(任用手続き)

第 5 条 任期制教員の任命手続きは、京都芸術大学 教育職員の採用及び昇任に関する規程による。

(定年)

第 6 条 別表の任期及び再任に関する事項の欄に定める再任の場合の任期の期間内に、本学の就業規則に基づく定年により退職することとなる日を迎える場合の任期は、別表の任期の年数にかかわらず、当該定年により退職することとなる日までとする。

(周知)

第 7 条 この規程は、任期制法第 5 条第 4 項に基づき、本学のホームページ等に掲載し、広く周知を図るものとする。

(改廃)

第 8 条 本規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附 則 この規程は、2017年10月1日から施行する。

別表

所属	職名	任期	再任用に関する事項
芸術学部 通信教育部 芸術学部	教授 准教授	1年以内	再任用可能とする。但し、通算任期10年以内。
芸術研究科 芸術研究科（通信教育）	講師 助教		
付属施設 附置機関	助手 非常勤講師		